

1. 市内事業者活用の背景

本市の中小企業は、事業所数の99.2%、従業者数の75.6%（従業者数300人未満の事業所数・従業者数（平成26年経済センサス））など市内の大半を占め、地域社会に欠かせない存在であるとともに、新たなサービスの創造や新事業創出など地域の雇用創出、地域経済の発展にも大きく貢献している。

そこで本市では、川崎市契約条例（昭和39年）において、「予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業者の受注の機会の増大を図ること」を規定しているほか、こうした中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、平成27年12月、「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」（以下、「中小企業活性化条例」）を制定し、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進し、市内経済の発展及び市民生活の向上に向け取組を進めている。

中小企業活性化条例（抄）

（基本理念）

第3条 中小企業の活性化は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

- （1）中小企業者の経営の改善及び向上に対する自主的な取組が促進されること。
- （2）国内及び海外からの投資並びに企業の立地が活発に行われることにより、地域の活性化が促進されること。
- （3）市、国、関係地方公共団体、中小企業者、関係団体等及び市民の相互の連携が促進されること。

また、中小企業活性化条例においては、地域活性化の促進の観点から、工事の発注等においては、「中小企業者の受注の機会の増大を図るよう努める」こと、「中小企業者の参入の機会の増大を図るよう努める」ことなどを規定している。

そこで、本市ではPPP/PFIの推進にあたって、市内事業者を積極的に活用することを基本姿勢とし、それに向けた必要な取組を進めていくこととする。

2. 公共調達における市内事業者活用に向けた取組の現状と課題

（1）市内中小企業優先発注の考え方

市が直接発注する工事、業務委託及び物品調達については、分離分割発注等により、原則として可能な限り市内中小企業への発注を行うこととしている。一方で、指定出資法人や指定管理者、PFI事業者が発注する契約については、市内中小企業への発注については努力義務に留まっている。

（2）事業者選定時の評価

総合評価一般競争入札においては、中小企業活用の観点から、「官公需適格組合であること」や「本社の所在地」、「共同企業体における市内中小事業者の構成」などを評価項目とするなど、一定の配慮がなされている。一方で、WTO政府調達協定により、建設サービスについては、1500万SDR（令和元年7月時点換算額：22億9千万円）を超える調達金額のサービスについては、参加企業の構成等において、地域企業が有利となる条件設定（応募企業者の事業所所在地要件の設定等）はできないことから、大規模事業となるPFI事業などにおいては、事業者選定時の配慮等は困難な場合がある。

（3）作業報酬下限額

本市では、毎年、契約の種類ごとに対象労働者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額（「作業報酬下限額」）を定めており、対象となる契約は、予定価格6億円以上の工事請負契約、予定価格1千万円以上の業務委託、指定管理者と締結する協定に係る作業に従事するもの等を定めているものの、市とPFI事業者との契約については、規定されていない（対象外となっている）。

3. PPP/PFI事業における取組の方向性

PPP/PFI事業は、民間の新たな事業機会の創出につながるが、長期かつ包括的な発注となることも想定されるため、長期間を見据えた事業実施のノウハウや多様な事業経験等が必要となることから、事業によっては、主体として担える市内企業が限定的となる場合が想定される。

また、「WTO政府調達協定」の適用案件の場合は、応募企業者の事業所所在地要件の設定等ができないことから、地域企業にとっては、PPP/PFI事業の実績が豊富な企業との競争が不可欠となる。

また、平成30年度に実施した、民間事業者に対するアンケート調査においては、官民連携を進めるための課題や条件として情報提供の不足に対する意見や、地域要件について（地元企業という意味で）中小零細企業への配慮についての意見が挙がっている。

これらを踏まえ、以下の観点から、市内事業者の事業参画が容易となる様な環境・条件を整備する。

（1）効果的な情報発信／基礎知識の習得／多様な事業者とのJV組成の環境整備

- 民間活用（官民パートナーシップ）に関する情報を定期的にメールニュースとして配信
- 「川崎市PPPプラットフォーム」において、個別事業に関する情報提供や意見交換などを実施
- PPP・PFIに関する知識の習得を促すため、地元企業と本市職員限定の勉強会を実施

（2）PPP/PFI事業の選定事業者が行う市内事業者への優先発注

- PPP事業者が発注する契約については、市内事業者への優先発注について、契約書に努力義務であることを明記し、必要に応じて助言・指導を行う

（3）PPP事業協力者等として市内事業者が参画する場合の事業者選定時の加点等の配慮

川崎市契約条例や中小企業活性化条例の趣旨を鑑み、予算の適正な使用並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、以下の方向で検討を進める。

- WTO政府調達協定適用対象外の事業の場合、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成企業とすることを要件化する。
- WTO政府調達協定適用対象事業の場合、技術的に困難な場合等を除き、市内事業者を構成企業とする入札参加者に対し、地元経済への活性化等の観点から、技術評価の加点対象とする。
- 市内事業者が代表企業として参画する場合は、技術評価の加点対象とする。
- 市内事業者を協力企業（物品や資材の調達を含む）として参画させる予定の入札参加者に対して、技術評価の加点対象とする

対象事業	代表企業として参画	構成企業として参画	協力企業として参画
WTO対象	加点	加点	加点
WTO対象外	加点	要件	加点

（4）作業報酬下限額についての考え方

市内事業者がPPP/PFI事業へ参画することを想定し、以下の方向で検討を進める

- PPP/PFI事業として発注する契約のうち、「予定価格6億円以上の規模の工事請負契約または予定価格1千万円以上の規模の業務委託契約」に類する業務が含まれる契約については、作業報酬下限額が適用される事業とする

《WTO政府調達協定》

第4条第1項

各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

(a)国内の物品、サービス及び供給者

(b)当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者

第8条第1項

調達機関は、調達への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。

《地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令》

第5条

特定地方公共団体の長は、地方自治法施行令第百六十七条の五の二の規定にかかわらず、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者につき、当該入札に参加する者の事業所の所在地に関する必要な資格を定めることができない。

《地方自治法施行令》

第167条の5の2

普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、前条第一項の資格を有する者につき、更に、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。